

第23期  
第2回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和5年7月25日(火) 午後15時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修   | 2. 菅原 政敏  | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子  | 5. 高橋 清吉  | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹  | 8. 新野 清   | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 報告第 1号	非農地証明について
日程第4 議案第 5号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5 議案第 6号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6 議案第 7号	農用地利用集積計画の決定について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第2回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日の総会付議案件に対し、農地法第3条にかかる報告を求めるため、小関清喜農地利用最適化推進委員、農地法第5条にかかる報告を求めるため、小関清喜農地利用最適化推進委員及び紺野正光農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

事務局より議事日程の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明致します。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行いません。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、1番 小口修委員 2番 菅原政敏委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第1号 「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第1号 「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったの

で、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

申請人 横浜市泉区上飯田町〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
登記名義人 横浜市泉区上飯田町〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 畑  
地 積 62㎡  
現況地目 宅地  
非農地となった時期・事由 昭和53年頃、新築した居宅の駐車場として利用していた。  
調査年月日 令和5年7月5日  
専決年月日 令和5年7月10日  
報告は以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。ここで、現地調査委員より「状況報告」をお願いします。農地部会 10番 村上浩康委員よりお願い致します。

**村上浩康委員** 議長。

**議 長** 村上委員。

**村上浩康委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

7月5日、前期農地部会のわたくしと、児玉委員、樋口委員、事務局の川部補佐で現地調査を行いました。

申請地は、駐車場として舗装されており、農地として復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺のうちの利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり

了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第5号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第5号「農地法3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	211㎡ 他1筆
契約の種類等		所有権の移転（売買）
対価（10a当り）		〇〇〇〇円
		他1件

説明は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、7番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

**児玉匡樹委員** 議長。

**議 長** 児玉委員。

**児玉匡樹委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

7月14日、わたくしと、前期農業委員の丸川正博氏の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、軽トラック1台、草刈機1台、ホイールローダー1台を所有しており、その他必要な機械は借用して耕作します。

労働力の確保状況につきましては、本人、母とのことです。

技術は本人が20年、母が50年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しております。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

2番案件について、小関清喜農地利用最適化推進委委員よりお願いします。

**小関清喜推進委員** 議長。

**議 長** 小関推進委員。

**小関清喜推進委員** 2番案件について調査のご報告をいたします。

7月19日、わたくしと、前期農業委員の高橋康子氏の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は本人が20年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しております。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について許可することに決しました。

日程第5 議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第6号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字	〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字	〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字	〇〇〇〇〇〇
地	番		〇〇〇〇
地	目		畑
地	積		336㎡ 他1筆
契約の種類等			使用貸借権の設定
転用目的			工場・物置・駐車場・雪捨場 他3件

**議 長**

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、7番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

**児玉匡樹委員** 議長。

議 長 児玉委員。

**児玉匡樹委員** 最初に1番案件について、調査のご報告をいたします。

7月15日、わたくしと、前期農地利用最適化推進委員の小林周一氏とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに工場敷地として利用していた追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、追認案件であり、すでに転用済みです。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに供用済みです。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものではないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

続いて、2番案件について、調査のご報告をいたします。

7月15日、わたくしと、前期農地利用最適化推進委員の小林周一氏とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金通帳の写しにより確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、農振法における農用地からの除外手続きを進めています。

隣接する宅地と原野が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものではないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。3番案件について、小関清喜農地利用最適化推進委員よりお願いいたします。

**小関清喜推進委員** 議長。

**議 長** 小関推進委員。

**小関清喜推進委員** 3番案件について、調査のご報告をいたします。

7月18日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金通帳の写しにより確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものではないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

4番案件について、紺野正光農地利用最適化推進委員よりお願いいたします。

**紺野正光推進委員** 議長。

**議 長** 紺野推進委員。

**紺野正光推進委員** 4番案件について、調査のご報告をいたします。

7月19日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金通帳の写しにより確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地内の農地ですが、一時転用の場合は農振農用地から除外する必要はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものではないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用であり、利用後は確実に農地に戻します。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件は、「許可相当」をもって県に進達することに決しました

日程第6 議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第7号 「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和5年度第4回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和5年7月26日。

【所有権移転】

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 畑  
地 積 2 4 8 m<sup>2</sup>  
契約の種類等 所有権の移転 (売買)  
土地引渡時期 令和5年7月28日  
対価 (10a当り) 〇〇〇〇円

【新規】

番号2

申請人 譲受人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 田  
地 積 2, 3 2 3 m<sup>2</sup>の内1, 0 0 0 m<sup>2</sup>  
契約の種類等 賃貸借権の設定 (10年)  
貸借期間 令和5年7月26日~令和15年11月30日  
土地引渡時期 令和5年7月26日  
対価 (10a当り) 〇〇〇〇円  
他2件

【新規 転貸】

番号5

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
譲渡人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇

地番	〇〇〇〇
地目	田
地積	2,323㎡の内1,000㎡
契約の種類等	賃貸借権の設定(10年)
貸借期間	令和5年7月26日～令和15年11月30日
土地引渡時期	令和5年7月26日
対価(10a当り)	〇〇〇〇円
	他2件
	説明は、以上でございます。

## 議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から7番案件について、計画のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、提案のとおり、第4回白鷹町農用地利用集積計画を決定しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。これをもって、第2回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第2回白鷹町農業委員会  
総会の議事録に署名いたします。

令和5年7月25日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_